

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2001-320759(P2001-320759A)

【公開日】平成13年11月16日(2001.11.16)

【出願番号】特願2001-79326(P2001-79326)

【国際特許分類第7版】

H 04 Q 7/34

G 09 C 1/00

H 04 Q 7/38

H 04 M 1/274

H 04 M 1/56

H 04 M 3/42

H 04 M 11/00

【F I】

H 04 B 7/26 106 A

G 09 C 1/00 640 B

G 09 C 1/00 660 G

H 04 M 1/274

H 04 M 1/56

H 04 M 3/42 U

H 04 M 11/00 302

H 04 B 7/26 109 R

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前記移動端末は、前記移動端末についての前記位置データの所望の精度の限度を指示しあつ前記移動端末によって送出されるときに認証可能な、サービス品質データ、すなわちQoSデータを提供するステップと、

前記QoSデータが、前記移動端末から直接的に、あるいは間接的に位置処理システムに渡されるステップと、

前記位置処理システムは前記QoSデータを認証し、前記QoSデータによって決定される精度に制限される、対応する前記移動端末についての前記位置データを提供するステップ

とを含む移動端末についての位置データを提供する方法。

【請求項2】

前記移動端末は、前記QoSデータにデジタル署名を行い、前記位置処理システムは、前記移動端末の前記デジタル署名に基づいて、前記QoSデータの信憑性を検査することを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記位置処理システムは位置サーバであり、前記QoSデータは前記移動端末から直接に、あるいは前記移動端末によってアクセスされるサービスシステムを介して前記位置サー

バに渡されることを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記位置処理システムは位置サーバであり、前記 QoS データは前記移動端末によってアクセスされるサービスシステムによって前記位置サーバに渡され、前記位置サーバは前記サービスシステムに前記位置データを返送し、前記サービスシステムは、前記位置データを用いて、前記移動端末にサービスを提供することを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記位置処理システムは、前記移動端末あるいはサービスシステムによって前記位置処理システムに提供される暗号化された位置データを暗号解読するための暗号解読手段があり、前記 QoS データは前記移動端末から直接に、あるいは前記移動端末によってアクセスされる前記サービスシステムを介して、前記位置サーバに渡されることを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記位置処理システムは暗号化された位置データを暗号解読するための暗号解読手段があり、前記 QoS と前記暗号化された位置データとは、前記移動端末によってサービスシステムに提供され、前記サービスシステムは前記位置データを前記暗号解読手段に渡し、前記暗号解読手段は前記位置データを解読し、かつ、前記 QoS データによって決定される精度で、解読した前記位置データを前記サービスシステムに返送し、前記サービスシステムは前記位置データを用いて前記移動端末にサービスを提供することを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記位置処理システムは暗号化された位置データを暗号解読するための暗号解読手段であって、前記 QoS データは前記移動端末によってサービスシステムに提供され、前記サービスシステムは、位置サーバから前記移動端末に関する暗号化された位置データを取得し、その後前記 QoS データおよび前記暗号化された位置データを前記暗号解読手段に渡し、前記暗号解読手段は、前記位置データを解読し、かつ前記 QoS によって決定される精度で、解読した前記位置データを前記サービスシステムに返送し、前記サービスシステムは前記位置データを用いて前記移動端末にサービスを提供することを特徴とする、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記暗号化された位置データには、前記位置データの精度の指示が伴い、前記暗号解読手段は、前記 QoS データによって決定される前記精度のレベルを提供するために前記位置データを処理するときに、前記精度を考慮することを特徴とする、請求項 5 ~ 7 のいずれかに記載の方法。

【請求項 9】

前記位置処理システムは、利用できる位置データの精度と前記 QoS データにおいて指定される精度との間の差によって設定される、ある範囲にわたってランダム化された付加的な成分を、前記利用できる位置データの成分と結合することにより、前記位置処理システムが提供する前記位置データの前記精度を、前記位置処理システムが利用できる前記位置データの前記精度に対して制限することを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の方法。